

青森公立大学履修証明プログラムに関する規程

令和2年2月21日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第45条の規定に基づき科目等履修生として入学する者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、青森公立大学が履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 履修証明プログラムの名称は、データ分析士A種（経営経済）（以下「A種」という。）又はデータ分析士B種（経営経済）（以下「B種」という。）とする。

(編成の要件)

第3条 A種又はB種の履修証明の要件となる科目は、青森公立大学大学院において開講されている科目から編成し、別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条 履修証明プログラムを履修することのできる者（以下「履修者」という。）は、青森公立大学科目等履修生規程（平成21年規程第109号。以下「科目等履修生規程」という。）第3条の規定を準用する。

(出願)

第5条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、所定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

(入学料等)

第6条 履修証明プログラムの履修者は、科目等履修生規程第8条の規定にかかわらず別に定める入学料及びに授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。

(入学時期)

第7条 履修証明プログラムの履修者の入学時期は、青森公立大学大学院学則第25条の規定を適用する。

(履修期間)

第8条 履修証明プログラムの履修期間は、A種においては2年間、B種においては1年間とする。ただし、第3項に定める一時履修停止期間は、当該履修期間に含まれないものとする。

2 履修期間は、前項の期間にかかわらず、第3条に定める履修証明の要件を満たした時点で終了する。

3 履修者は、所定の期日までに履修証明プログラム停止願（様式第1号）を提出することにより、学期単位で、履修証明プログラムの履修を停止することができる。この場合において、履修を停止できる期間は、通算して4学期を超えることはできない。

（単位および修了認定）

第9条 履修者には、第3条に定める科目の単位を修得した者について、A種又はB種の履修証明プログラムの修了を認定する。ただし、第4条の規定に関わらず第3条の定める科目の単位を修得した者についても、履修証明プログラムの修了を認定することができる。

2 単位の付与及び成績評価については、青森公立大学大学院履修規程の規定を準用する。

（表彰）

第10条 前条による修了を認定された者のうち、特に成績が優秀な者については、これを表彰できる。

（準用）

第11条 本学の学則その他の規程中、学生に関する規程は、履修証明プログラムの履修者に準用する。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関して必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

履修証明プログラム「データ分析士A種（経営経済）」及び「データ分析士B種（経営経済）」
開講科目一覧

授業科目の名称		配当年次	単位数		備考
			必修	選択 必修	
データ分析士A種 （経営経済）	データ処理特論Ⅰ	1春	2		12単位必修
	データ処理特論Ⅱ	1春	2		
	市場分析論特論	1秋	2		
	統計学特論	1春	2		
	計量経済学特論	1秋	2		
	経済統計学特論	1春	2		
データ分析士B種 （経営経済）	データ処理特論Ⅰ	1春	2		6単位必修
	データ処理特論Ⅱ	1春	2		
	統計学特論	1春	2		
	市場分析論特論	1秋		2	2単位選択必修
	計量経済学特論	1秋		2	

様式第1号（第8条関係）

履修証明プログラム停止願

年 月 日

青森公立大学学長 様

学籍番号 _____

氏名 _____ 印

このたび、下記の理由により履修証明プログラムの履修を停止したいので、許可
くださるようお願いいたします。

記

1. 履修停止を希望する理由

2. 履修停止の希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 停止中の連絡先

住所 〒 _____ Tel _____

大学記入欄

身分異動履歴				授業料納入状況	
学期	異動種別	異動年月日	異動理由	学期	事務局確認印
				春学期	
				秋学期	